

平成 21 年度「省エネルギー計測監視等推進事業」
 公募説明会（東京：7 月 14 日）質疑応答

区分	質問	回答
申請	公募要領 p1,1-2(1)補助対象事業について、エネルギー計測ポイント数の上限下限はあるか。	上限下限はありません。ポイント数が一カ所でも審査対象外とはなりません。
申請	公募要領 p1,1-2(1)②省エネルギー診断について、「3 ヶ年別使用量をベースとし～省エネルギー量を算定する」とあるが、ベースとなるエネルギー使用量は 3 ヶ年の最大値か平均値か。	特に決めていません。
申請	公募要領 p1,1-2(1)補助対象事業に「複数の既築建築物等において」とあるが、ビル 1 棟の場合は審査対象となるか。	業種・業態によっては 1 施設の可能性もあるため審査対象とします。
申請	公募要領 p1,1-2(1)補助対象事業に「複数の既築建築物」とあるが、「単数・または複数の」と読み替えてよいのか。	構いません。複数を想定していますが、業種・業態によっては、複数は難しい可能性があるかと認識しております。
申請	公募要領 p1,1-2(1)補助対象事業に「既築建築物」とあるが、事業開始前にできる建築物は対象となるか。	対象となりますが、いつ完成するかを明記の上、申請して下さい。
申請	公募要領 p1,1-2(1)②省エネルギー診断に「個別にエネルギー量を計測できない項目については、根拠を明確にする」とあるが、例えばスーパーの場合、冷凍機で電気料金の約 4 割を占める。他で使用するエネルギーを計測すると費用対効果が悪くなる、そういう根拠でも良いか。	計測しない理由を記載して下さい。
申請	公募要領 p1,1-2(1)②省エネルギー診断について、計測対象エネ	電力だけを計測するとした申請書で補助事業に採択されたのであればそれでよいで

区分	質問	回答
	ルギーは電力だけでもよいか。	す。なお、計測対象エネルギーが電力だけの場合でも審査対象外とはなりません、他のエネルギーを計測対象外とした理由を申請書に書いてください。
申請	公募要領 p1,1-2(1)②省エネルギー診断について、計測するエネルギーは電力だけ計測し、他は計測対象外とする場合でもその理由を書けばよいということだが、その場合は採択される可能性は低くなるか。計測困難なものは領収書で把握するなどして網羅したほうが採択されやすいのか。	採択がされやすいかどうかを回答する立場ではございません。領収書で把握することであれば、そういう考えがあることを書いて下さい。
申請	公募要領 p2,1-2(2)補助対象事業者について、補助対象事業者の種類は、協同組合で申請することは可能か。	申請は可能です。ただし、建築主等の事業の継続性、能力を審査対象とするため、提出書類には建築主等の業績の記載が必要です。協同組合等が財政的な信頼性を持っているのであれば高い評価となり、小さい財務規模だと継続性に不安という評価となる可能性があります。
申請	公募要領 p2,1-2(2)補助対象事業者について、20 事業者程度とのことだが、5 事業者程度にしたい場合はどうしたらよいか。	20 事業者とは、本事業で採択される事業者数です。申請いただく事業者の数ではありません。
申請	公募要領 p2,1-2(2)補助対象事業者について、20 事業者という数はどういう基準で決めたのか。	弊社では分かりかねます。
申請	公募要領 p2,1-2(2)補助対象事業者について、補助対象事業者の業種 9 分類の「その他」に中小工場とあるが、工場が第一種、第二種エネルギー管理指定工場でも「中小」にあてはまるか。	中小工場の要件は決めておりません。 (「公募説明会(回答保留及び訂正分)問答集」参照)
申請	公募要領 p2-3,1-2(2)補助対象事	省エネ診断事業者が複数の建築主等をまと

区分	質問	回答
	<p>業者について、複数の建築主等に連番を振って申請書する場合、採択数はどうなるか。</p> <p>全く違う業種のものを行っている場合、別申請となるか。</p>	<p>めて一つの申請したいという趣旨を理解のうえ、1申請と同等の扱いで審査します。</p> <p>ただし、複数の業種で申請されているものについては、連番が付されていても別の申請として審査します。</p>
申請	<p>公募要領 p2-3,1-2(2)補助対象事業者について、不動産信託会社が複数の施設を持っていて、まとめて申請することはできるのか。</p>	<p>不動産信託会社が建築主等として申請する場合は、1つの申請者で申請してください。</p>
申請	<p>公募要領 p2-3,1-2(2)補助対象事業者について、省エネ診断事業者が申請者となる場合、複数の事業所を集めることになるが、補助金はどこに下りるのか。</p> <p>様式2「補助事業計画書」に記載するプロジェクトリーダーと経理担当者は申請者の担当者になるが、実際に資産計上されるのは事業者側になる。そうなった場合、経費がどうなっているか、省エネ診断事業者には分からないのではないか。</p>	<p>設備費に関する補助金は機器の所有者に支払われます。</p> <p>確定検査は、今回の補助事業について基本的なことが分かっている人に聞きたいと考えています。申請者の経費担当者には、補助事業全体のとりまとめをお願いしたいと考えています。共同申請者の経費についての詳細は、共同申請者に対応いただければかまいません。</p>
申請	<p>公募要領 p2-3,1-2(2)補助対象事業者について、複数事業者をまとめて共同申請する場合、それぞれの事業者を経理担当者をおくべきか。</p>	<p>申請者の経理担当者に、補助事業全体のとりまとめをお願いしたいと考えています。</p> <p>共同申請者にも相応の担当者をおいていただいて、申請者の経理担当者からの問合せに対応いただくのがプロジェクト管理上良いかと思いますが、必須ではありません。</p>
申請	<p>公募要領 p2-3,1-2(2)補助対象事業者に「省エネ診断事業者が複数の建築主等と共同で申請する場合には」とあるが、建築主等が複数でも案件は1件とカウントされるのか。</p>	<p>省エネ診断事業者が複数の建築主等をまとめて一つの申請したいという趣旨を理解のうえ、1申請と同等の扱いで審査します。</p>

区分	質問	回答
申請	公募要領 p2-3,1-2(2)補助対象事業者について、補助対象事業者を建築主等とした場合、省エネ診断事業者を共同事業者としてもよいのか。建築主等を主体としてはいけないのか。	建築主等が申請する場合には、省エネ診断者を選ぶ立場なので外注でよいと考えています。申請時の申請者、共同申請者の組み合わせは、公募要領 p3「補助対象事業者と共同申請者の種類」の表にある 4 パターンのいずれかとなります。なお、この表でいう補助対象事業者とは申請者のことです。
申請	公募要領 p2-3,1-2(2)補助対象事業者について、建築主等だけで申請書をまとめるのは困難である。そういった場合、省エネ診断事業者を共同事業者とすることも考えられるのではないのか。	公募要領 p3「補助対象事業者と共同申請者の種類」の表にある 4 パターンのいずれかで申請して下さい。
申請	公募要領 p4,1-2(3)補助対象経費について、補助金の上限はあるのか。また、下限があり、その額に対する到達具合で判断基準は変わるということはあるのか。	業種によってかかる経費が異なると想定されるため、1 件あたりの補助対象事業費に上限は定めておりません。
経費	公募要領 p4-5,1-2(3)補助対象経費について、例えばすでに ASP による閲覧システムが入っている場合で、計測機器を設置していない場合、補助対象と考えてよいのか。	公募要領 p5 にある下の図のスキームにある右側の部分が閲覧システムに相当すると考えられます。既設の機器だけでは今回の補助事業の対象外です。また、データセンターについては補助対象外となります。
経費	公募要領 p4-5,1-2(3)補助対象経費について、データセンターで行う場合、監視装置を個別の顧客用に改造・設定することが必要な場合、その費用は補助対象にならないのか。	公募要領 p5 の図の通り、データセンターでの運用の場合、インターネット経由での監視装置の改造費用・設定費用は補助対象外となります。ただし、個別のシステムの場合には、今回の事業にのみ使われることを前提に補助対象となります。
経費	公募要領 p4-5,1-2(3)補助対象経費について、データサーバ使用料は補助対象外か。	補助対象期間内であれば通信費も計上可能ですが、サーバ使用料は補助対象外です。
経費	公募要領 p4-5,1-2(3)補助対象経	通信費は、通信キャリアに支払った通信料

区分	質問	回答
	<p>費について、補助対象となる通信費だが、通信キャリアに支払った通信料という意味か。建築主等の申請者が省エネ診断事業者に通信料込の診断料を払う場合、省エネ診断事業者は他にも通信費を払っていると考えられるが、切り分けて算出しなければならないのか。</p>	<p>を想定しています。なお、外注先である省エネ診断事業者の委託費(省エネ診断経費)は、成果物に対する対価として支払われるため内訳までは問いません。</p>
申請	<p>公募要領 p4-5,1-2(3)補助対象経費について、例えばオンラインではなくデータロガーなど、データを蓄積するのがサーバではなくメモリ装置(コンパクトフラッシュ等)であってもよいのか。データを見るときにメモリを手動で移して見るということでもよいのか。</p>	<p>データを蓄積するのはメモリ装置でも可能です。ただし、メモリ装置本体は補助対象外となりますが、メモリ装置からデータを移すアプリケーションシステムが必要であれば補助対象となります。</p> <p>なお、データを見るときに、メモリ装置からデータを手動で移す場合でも、今回の申請は可能です。</p>
事業内容	<p>公募要領 p6,1-2(3)②補助率について、補助率はどのように決定されるか。</p>	<p>基本的には3分の2と考えて下さい。</p>
事業内容	<p>公募要領 p6,1-2(3)③他の補助事業等との調整について、「補助対象経費には国からの他の補助金が含まれない」とあるが、経済産業省の国内クレジット制度の補助事業の第2期と本事業が時期的に重なる。この場合はどうしたらよいのか。</p>	<p>国内クレジット制度の補助事業で省エネ診断費をまかなうのであれば、本事業では0円として下さい。国内クレジット制度の補助事業でエネルギー診断機器が対象外であれば、本事業で申請することが可能です。</p> <p>重なって補助を受けないように、切り分けをしっかりと行って下さい。</p>
経費	<p>公募要領 p6,1-2(3)④利益排除について、省エネ診断事業者が申請者の場合には補助対象経費は人件費のみということだが、人件費には何が含まれるのか。</p>	<p>省エネ診断事業者が申請者の場合、省エネ診断にかかる経費は人件費のみであり、交通費等は含んでおりません。様式2「9.経費明細」の注意書きにも記載していますが、人件費単価は別紙2「人件費単価一覧表」を参照して下さい。</p>

区分	質問	回答
経費	公募要領 p6,1-2(3)④利益排除について、申請者（共同申請者を含む）が自社製品を調達した場合、販売価格は具体的にどうなるのか。機器メーカーの場合は製造原価になるのか。	販売価格から利益を控除した額です。製造原価が出るならば製造原価で算出して下さい。製造原価が出なければ前年度の売上総利益率をかけることで代用できます。
経費	公募要領 p6,1-2(3)⑤リースについて、「リースの場合の補助金はリース事業者に交付される」とあるが、リースを組む場合、補助金が入った時点でリース料が相殺されることになるのか。	リース事業者が機器を購入し、リースをする形態を想定しています。補助金は機器の所有者であるリース事業者を支払われます。リース料は機器の購入代金の3分の2を控除した額として契約することを想定しています。
経費	公募要領 p6,1-2(3)⑤リースについて、リース契約の場合、リース事業者は例えば600万円の機器であれば600万円の資産として計上してよいのか。その場合、200万円をリース料として計算書をつけるということか。	ご質問の通りです。ただしリース料には利率が加算されると思われます。
経費	公募要領 p6,1-2(3)⑤リースについて、レンタルの場合でも機器が600万円の場合、400万円がレンタル会社に補助金として支払われるので、200万円をレンタル料として考えてよいのか。	ご質問の通りです。ただしレンタル料には利率が加算されると思われます。
事業内容	公募要領 p6,1-2(3)⑤リースについて、レンタルの場合も補助対象となるのか。	対象となります。レンタルの場合、レンタル事業者が購入した機器の価格が補助対象となります。レンタル事業者を共同申請者として下さい。
事業内容	公募要領 p6,1-2(3)⑥機器および委託先選定について、1)に「同程度のノウハウ・技術力を有する複数の事業者が存在する場合には～にて事業者を選定する」	本事業において省エネ診断事業者を選定する場合、通常の補助事業であるような価格要件を必須にしないように、という意図です。「エネルギー計測機器の取り扱いに関するノウハウを保持し、エネルギー測定対象

区分	質問	回答
	とあるが、数社の見積もりをとり、提出すれば競争入札をしたと認められるのか。	となる業種の特性に応じた省エネのための改善策を提示できる」事業者を選んだという理由があれば競争入札は必須ではありません。甲乙つけがたい事業者がいる場合のみ競争入札にして下さい。機器の選定についても同様です。
事業内容	公募要領 p6,1-2(3)⑥機器および委託先選定について、建築主等がリース事業者を使わず省エネ診断事業者だけと契約する場合、事前に省エネ診断事業者を決めておくということか。	事前に決めておいていただくことを想定しています。ただし、発注及び契約は、補助金交付決定後に行ってください。
審査手続	公募要領 p6,1-2(3)⑥機器および委託先選定について、記述が矛盾するのではないか。省エネ診断事業者が不適格となれば審査が通らない。公募要領の書き方では、建築主等だけでできることであっても、省エネ診断事業者を使ったほうがよいと読めるが。	建築主等が自ら省エネ診断をする場合でも審査対象となります。省エネ診断事業者を使った場合の優劣は回答する立場にありません。
事業内容	公募要領 p7,1-3 補助事業期間について、計測期間は3ヶ年となっているが、本年度いっぱい補助金対象で、2年目以降の経費は建築主等がまかなうということか。	補助対象期間は1月22日までに支払いを完了している経費です。来年度以降の経費負担は、弊社が回答する立場にありません。
事業内容	公募要領 p7,1-3 補助事業期間について、2カ年目、3カ年目のデータの提出先はどこか。	現時点では未定です。本事業の期間中に採択された事業者にお知らせします。
事業内容	公募要領 p11,3-5 提出書類について、以前の問い合わせではリース契約の中に省エネ診断事業費を含めても問題ないとのことだったが、省エネ診断契約を別	リース事業者は共同申請者となるので、省エネ診断を購入する契約書類は存在するはずですが。リース事業者と省エネ診断事業者、リース事業者と建築主等間の契約書は必要です。

区分	質問	回答
	途結ばず、リース契約の中に内容をきちんと書いてあればよいと理解してよいか。	
審査手続	公募要領 p12,4-1(1)審査項目について、「場所等の制約を受けることなくエネルギー量の監視ができる」とは具体的にどういうことか。	例えば ASP 等によりインターネット経由で計測結果を見られる場合、場所等の制約を受けないと理解して下さい。
審査手続	公募要領 p12,4-1(1)審査項目について、「適切なエネルギー計測間隔」について、水準はあるか。	水準はありません。
審査手続	公募要領 p12-13,4-1(1)審査項目について、審査は本日の参加者から 20 事業者を選定するのか。	申請された全事業者から 20 事業者を選定されます。
審査手続	公募要領 p12-13,4-1(1)審査項目について、20 事業者を選定する基準は何か。省エネ率等は審査項目となるのか。	審査基準は公募要領 p12-13 に記載の通りです。
審査手続	公募要領 p12,4-1(1)審査項目について、例えばスーパー等の業種で、全国に 50 店舗あるが予算の関係上 25 店舗に機器を設置するという場合、審査に影響するか。	計測対象施設の数は業種業態によって違うため数値的基準は設定しておりません。また、全店舗のうち何件を対象とするのかは審査項目とはなっていません。
事業内容	公募要領 p16,7 年間スケジュールについて、スケジュールでは 8 月下旬～9 月上旬に補助事業者を決定となっているが、学校等で測定数が多く、11 月の中間検査までに計測が開始できない場合はどうなるのか。	省エネ診断書についてはデータが取れていない状態で提出いただくことになります。計測開始から 1 月までのデータを最終報告で加筆していただくことになります。申請時点で様式 2 「8.実施事業スケジュール」には工事がどのくらいかかるかを書いていただきますので、それを参照し、事務局で現地調査などを計画します。
事業内容	公募要領 p16,7 年間スケジュールについて、データの収集期間の規定はあるか。中間検査時点	中間検査までにある程度データが回収できていることを前提としています。ただし、申請時点で様式 2 「8.実施事業スケジュー

区分	質問	回答
	である程度はデータが回収できているという前提か。	ル」に工事期間がかかる記載となっている場合には、データが取れていない可能性もあると考えています。様式2「8.実施事業スケジュール」のスケジュールより大きく予定が遅れている場合には、事態報告を求めます。
申請	様式1について、省エネ診断事業者が申請者となった場合、様式1は事業者ごとに作るのか。	1 申請書は1 建築主等ごとに作成してください。1 申請書に対して様式1の記入が必要ですので、建築主等が異なる場合には別申請となります。
申請	様式1, (別紙1) について、補助事業に要する経費とは何か。	補助対象経費と補助対象経費以外で補助事業に必要な経費（例えばサーバを借りる費用、他の補助金の対象となる経費、消費税等）を合わせた額です。
申請	様式1, (別紙2) について、補助事業者を決定した後では第2四半期はもうないのではないのか。	国の事業年度では第2四半期は7~9月となりますので、9月分を記入して下さい。
申請	様式2,1-3 目標とするエネルギー削減量について、改善後の目標値は「見える化」の効果のみを見込むのか、または設備改善の効果も見込むのか。	設備改善を含み全て見込んだ形で書いて下さい。
申請	様式2,3-1 予定するエネルギー計測装置について、まだ業者が決まっていない状態でメーカー名まで記載するのか。	予定する機器について記載して下さい。
申請	様式2,3-1 予定するエネルギー計測装置について、基本的機能以外の機能とは、※注釈にある機能と考えてよいのか。3-3の内容とリンクする必要があるのか。	基本的機能とはデータを計測、転送、保管する機能です。3-3では、「見える化」においてどういう特徴があるのかをお聞きしています。例えばソフトウェアの機能など、どこでどういうものを誰が「見える」のかを書いて下さい。
申請	様式2,3-4 エネルギー計測システムズについて、2-1 エネルギー	対応付けして記入して下さい。

区分	質問	回答
	の計測ポイントの内容とリンクする形で書くのか。	
申請	<p>(別添2) 計測対象施設概要について、エネルギー使用量を3ヶ年分記載する枠があるが、全て埋めなくてはいけないのか。</p> <p>例えば1年前にできたばかりの物件だと当然データはない。直近1年のデータでもよいということか。</p>	<p>データが取れる個所を書いて下さい。</p> <p>1年前にできたばかりの物件は、直近1年のデータを記入してください。</p>
申請	<p>(別添2) 計測対象施設概要について、過去3ヶ年のエネルギー使用量について、例えば共益費という名目で報告を受けている場合、金額でしか把握できないがどうしたらよいか。</p>	<p>入手できるデータで記載して下さい。金額しか把握できない場合には、空白のまま提出せざるを得ないと考えます。</p>
事業内容	<p>診断者が機器メーカーと同一の場合、製造日が補助金交付決定後である必要があるのか、出荷日であるのか。</p>	<p>建築主等に機器を販売する場合には、機器を販売した日が補助金交付決定後である必要があります。</p>
事業内容	<p>省エネ診断事業者が機器をリースし、設置をする場合、資産はリース事業者にあるが、建築主等が機器を外してしまった場合、リース事業者が補助金を返還することになるのか。</p>	<p>補助金の支払先は機器を保有している主体となるため、リース事業者が返還することになります。</p>